

## 上毛町赤ちゃん祝金のお知らせ

上毛町では、次代を担う子どもの誕生を祝福し、健やかな成長を願って「赤ちゃん祝金」を支給します。

### 対 象 者

- ・お子さんの出生時において、上毛町の住民基本台帳に登録されており、1年以上、上毛町に住所を有している父または母
- ※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は、支給できません。

|      |         |          |
|------|---------|----------|
| 祝金の額 | 第 1 子   | 50,000円  |
|      | 第 2 子   | 70,000円  |
|      | 第 3 子以降 | 100,000円 |

### 申請に必要なもの

- ①支給対象児が記載された戸籍謄本
- ②振込先通帳の写し

### 申請期間

出生児の出生日から 1 年以内



●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

## 定住促進奨励金のお知らせ

町への移住・定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図るため、住宅を新築、建替えまたは購入した方に奨励金を交付します。

### 対 象 者

- 町の住民基本台帳に登録され、平成31年4月1日以降に居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方
- ※空き家など中古住宅を購入した場合も該当します。
- ※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合は該当しません。
- ※町税などに滞納がある場合や過去にこの奨励金の交付を受けたことがある方は対象となりません。



### 奨励金の額

| 区 分 | 対 象                                             | 奨励金の額                                                                |
|-----|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 住 宅 | 居住用の部分<br>(店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)                 | 固定資産税相当額<br>(新築軽減がなされている場合は軽減後の額)<br>※共有名義の場合は居住(同居)している方名義の分が該当します。 |
| 土 地 | 対象住宅が建築された土地で330㎡まで<br>(対象者または同居される方名義の土地に限ります) |                                                                      |

交付期間 固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

申請手続き 固定資産税が課税された後に申請手続きができますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

### 申請に必要なもの

- ・上毛町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)
- ・新築または建替えの場合は建築基準法による検査済証の写し、購入の場合は売買契約書の写し
- ・登記事項証明書
- ・公課証明書
- ・世帯全員が町税等を滞納していないことが確認できる書類または非課税であることが確認できる書類(町外からの転入者については、転入前の市区町村で取得したもの)
- ・他用途との併用住宅の場合は居住部分との区分が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

●申請・問い合わせ先 企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

## 男性料理教室参加者募集(食生活改善推進協議会主催)

簡単に作れる家庭料理を学びませんか？  
料理が初めての方、料理に興味のある方など多くの  
方の参加をお待ちしています。

### ■開 催 日

◎令和4年 6月23日(木)、7月28日(木)、8月30日(火)、  
9月22日(木)、10月27日(木)、11月24日(木)、  
12月22日(木)

◎令和5年 1月26日(木)、2月16日(木)、3月23日(木)

●申し込み・問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)

- 開催場所 げんきの杜 調理室
- 時 間 10:00～12:00
- 対 象 者 町内にお住まいの男性  
(年齢は問いません)
- 講 師 食生活改善推進員
- 参 加 費 1 回につき500円(材料費)
- 申込締切 6月3日(金)



## 園芸作物栽培説明会を開催します！

野菜、花、果樹などの園芸作物の栽培に興味がある方を対象に説明会を開催します。健康づくりを兼ねて農業をしてみたい方、定年後の空いた時間を活かして新しいことを始めようと考えている方など、どなたでも参加できます。ぜひお気軽にご参加ください。



開催日時 5月28日(土) 10:00

場 所 上毛町役場 2階 大会議室

### ■説明会の内容

- 本町で栽培されている園芸作物について
- 園芸作物栽培を始めるための注意点について
- 先輩農家からのアドバイス

■参 加 費 無料  
■定 員 10名(申込み先着順)  
■申込締切日 5月20日(金)

■申込方法 電話または直接申し込み(土・日・祝日は除く)

※当日は、自主検温し、発熱や風邪症状がみられる方は参加をお控えください。また、新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合があります。

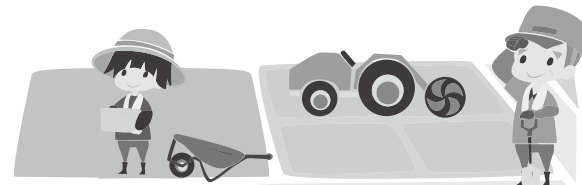
●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線181)

## 農地の出し手、受け手を募集します！

農地中間管理機構(公益財団法人 福岡県農業振興推進機構)を通じて、農地の貸借を行いますか。

農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手から、規模拡大などを行いたい受け手(担い手)への農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織です。

農地中間管理機構は公的機関ですので、農地の出し手は、確実に賃料が振り込まれて安心です。また、受け手は複数の所有者の農地の契約を一本化できるメリットや他の優遇施策があります。申し込み方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。



### 令和 4 年 5 月 公 募

| 内 容                               | 期 日        |
|-----------------------------------|------------|
| 農地の出し手の募集                         | 随時         |
| 農地の受け手の公募                         | 5月31日(火)まで |
| 機構を通じた農地の権利設定日<br>(出し手→機構、機構→受け手) | 11月1日(火)   |

●問い合わせ先 産業振興課 農地係 TEL 72-3151(内線250)  
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 TEL 092-716-8355

## 令和 4 年度 有害鳥獣捕獲と実績について

上毛町の捕獲員による有害鳥獣捕獲を令和4年5月7日から令和5年3月15日(ただし、12月24日から1月6日までは除く)に行います。また、この期間内の土、日、祝日には銃による有害鳥獣捕獲も随時実施します。安全には十分注意をしておりますが、事故防止のため、山に入る際には、十分お気をつけください。 なお、日曜日の一斉捕獲は例年通り、カラス・ドバト・シカ・イノシシを対象に駆除を行いますので、その際には無線放送であらかじめお知らせします。  
※カラスが多く発生している場合でも近くに人家があれば、安全確保の点から、銃による駆除を実施できませんので、皆様のご理解をお願いします。

### 令和 3 年度 有害鳥獣捕獲実績

令和3年5月8日から令和4年3月15日までを捕獲許可期間と定め、猟友会の協力を得て、有害鳥獣の捕獲を行いました。  
農林産物被害の軽減のため、本年度も引き続き捕獲を実施しますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

| 獣 種   | 捕獲頭数 | 獣 種       | 捕獲頭数 |
|-------|------|-----------|------|
| イノシシ  | 105頭 | タヌキ       | 3頭   |
| シカ    | 336頭 | アナグマ(ジグマ) | 6頭   |
| カラス   | 33羽  | その他(イタチ等) | 2頭   |
| アライグマ | 18頭  |           |      |

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線189)